

# 役員報酬規程

## 第1条（目的）

この規程は、社会福祉法人 豊生会（以下「法人」という。）の役員（以下「役員」という。）報酬に関する事項を定めることを目的とする。

## 第2条（報酬の種類）

- 1 役員報酬は、俸給とする。
- 2 法人の業務について生じた実費の弁償は、報酬に含まれない。

## 第3条（報酬の支払）

役員報酬は、法令に基づき、その役員報酬から控除すべきものがある場合には、その金額を控除して支払うものとする。

## 第4条（報酬額）

役員俸給の月額は、1,000,000円とする。

## 第5条（報酬の支給方法）

役員俸給支給日は、毎月25日（25日が次に掲げる休日に当たる時は24日、24日も休日に当たるときは22日）とし、当月初日から末日までの俸給を支給する。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に基づく休日
- (3) 前各号のほか、理事長の指定する日

## 第6条（俸給の計算）

- 1 新たに役員になった者には、その日から俸給を支給する。
- 2 役員が退職し、又は死亡した時は、その日まで俸給を支給する。
- 3 支給額は、一月に15日以上勤務したときは、1,000,000円を支給する。  
15日未満の勤務日数のときは、1,000,000円を22日で割、1日の支給額を勤務日数分支給する。

## 第7条（規程の変更）

この規程の変更は、理事会において出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

附則 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

